

改正特許法施行に関する審査業務処理暫定弁法

国家知識産権局第510号公告 2023年1月4日

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/5/art_527_181246.html

<p>关于施行修改后专利法的相关审查业务处理暂行办法</p>	<p>改正特許法施行に関する審査業務処理暫定弁法 (赤字が前弁法に対する改正部分)</p>
<p>第一条 专利申请人自2021年6月1日(含该日,下同)起,可以通过纸件形式或电子形式,依照专利法第二条第四款提交请求保护产品的局部的外观设计专利申请。</p> <p>申请局部外观设计专利的,应当提交整体产品的视图,并用虚实线相结合或者其他方式表明所需要保护的内容,要求保护的局部包含立体形状的,提交的视图中应当包括能清楚显示该局部的立体图;未在整体产品的视图中用虚实线相结合方式表明所需要保护的内容的,应当在简要说明中写明请求保护的局部。</p>	<p>第1条 特許出願人は、2021年6月1日(当該日を含む、以下同じ)より、紙形式或いは電子形式を通じて、特許法2条4項に従い製品の保護を求める部分意匠特許出願を提出することができる。</p> <p>部分意匠特許を出願する場合、製品全体の視図を提出するとともに、破線と実線を組合せる、或いはその他の方法で保護が必要な内容を明示しなければならない。保護を求める部分に立体形状が含まれる場合、提出する視図に当該部分をはっきり示す立体図を含まなければならない。製品全体の視図に破線と実線を組合せる方式で保護を求める内容が示されていない場合、簡単な説明文で保護を求める部分を明記しなければならない。</p>
<p>第二条 自本办法施行之日起,对于申请日为2021年6月1日后的专利申请,申请人认为存在专利法第二十四条第一项规定情形的,可以通过纸件形式或电子形式提出请求。国家知识产权局将在新修改的专利法实施细则施行后对上述申请进行审查。</p>	<p>第2条 本弁法の施行日より、出願日が2021年6月1日以降の特許出願に対して、出願人は特許法24条1項(訳者注:新規性喪失の例外)に規定される状況があると判断した場合、紙形式或いは電子形式で請求を提出することができる。国家知識産権局は、新たに改正された特許法実施細則の施行後に上述の出願を審査する。</p>
<p>第三条 对于申请日为2021年6月1日后的外观设计专利申请,申请人可以依照专利法第二十九条第二款提交请求外观设计专利本国优先权的书面声明。</p> <p>外观设计专利申请人要求本国优先权,在先申请是外观设计专利申请的,可以就相同主题提出外观设计专利申请;在先申请是发明或者实用新型专利申请的,可以就附图显示的设计提出相同主题的外观设计专利申请。</p> <p>外观设计专利申请人要求本国优先权的,其在先申请自后一申请提出之日起即视为撤回,但外观设计专利申请人要求以发明或者实用新型专利申请作为本国优先权基础的除外。</p>	<p>第3条 出願日が2021年6月1日以降の意匠特許出願に対して、出願人は特許法29条2項(国内優先権主張)に基づき意匠特許の国内優先権を主張する陳述書を提出することができる。</p> <p>意匠特許出願人は国内優先権を主張する場合、先の出願が意匠特許出願であれば、同じ主題の意匠特許出願を提出することができる。先の出願が発明或いは実用新案特許出願であれば、付属図面に示された設計について同じ主題の意匠特許出願を提出することができる。</p> <p>意匠特許出願人が国内優先権を主張する場合、その先の出願は後の出願の提出日に下げられたものと見做される、但し意匠特許出願人が発明或いは実用新案特許出願を国内優先権の基礎とすることを求めた場合は除く。</p>
<p>第四条 对于申请日为2021年6月1日后的专</p>	<p>第4条 出願日が2021年6月1日以降の特許出願の場</p>

<p>利申請，申請人可以依照專利法第三十條提交第一次提出的專利申請文件的副本。</p>	<p>合、出願人は特許法 30 条(優先権主張)に従い、最先の出願書類の副本を提出することができる。</p>
<p>第五條 对自 2021 年 6 月 1 日起公告授权的发明专利，专利权人可以依照專利法第四十二條第二款，自專利權授權公告之日起三个月内，通过紙件形式提出專利權期限補償請求，后续再按照國家知識產權局發出的繳費通知繳納相關費用。國家知識產權局將在新修改的專利法實施細則施行后对上述請求進行審查。</p>	<p>第 5 条 2021 年 6 月 1 日より公告登録された發明特許に対して、特許権者は特許法 42 条 2 項(審査遅延に基づく権利期間調整補償)に従い、特許権の公告登録日から 3 か月以内に、紙形式で特許権期間補償請求を提出し、その後、國家知識產權局が発行した費用納付通知に従い関連費用を納付することができる。國家知識產權局は、新たに改正された特許法實施細則の施行後に上述の請求を審査する。</p>
<p>第六條 专利权人自 2021 年 6 月 1 日起，可以依照專利法第四十二條第三款，自新葯上市許可請求獲得批准之日起三个月内，通过紙件形式提出專利權期限補償請求，后续再按照國家知識產權局發出的繳費通知要求繳納相關費用。國家知識產權局將在新修改的專利法實施細則施行后对上述請求進行審查。</p>	<p>第 6 条 特許権者は 2021 年 6 月 1 日より、特許法 42 条 3 項(医薬品審査に基づく権利期間調整補償)に従い、新葯の上市許可申請が承認された日より 3 か月以内に、紙形式で特許権期間補償請求を提出し、その後、國家知識產權局が発行した費用納付通知に従い関連費用を納付することができる。國家知識產權局は、新たに改正された特許法實施細則の施行後に上述の請求を審査する。</p>
<p>第七條 自本辦法施行之日起，专利权人可以依照專利法第五十條第一款，以紙件形式或電子形式自願聲明对其專利實施開放許可。國家知識產權局將在新修改的專利法實施細則施行后对 2021 年 6 月 1 日后提交的上述聲明進行審查。</p>	<p>第 7 条 本弁法の施行日より、特許権者は特許法 50 条 1 項(開放許諾 License of Right)に基づき、紙形式或いは電子形式でその特許の開放許可の實施を自発的に陳述することができる。國家知識產權局は、新たに改正された特許法實施細則の施行後、2021 年 6 月 1 日以降に提出された上記聲明を審査する。</p>
<p>第八條 自本辦法施行之日起，被控侵权人可以依照專利法第六十六條，通过紙件形式或電子形式請求國家知識產權局出具專利權評價報告。</p>	<p>第 8 条 本弁法の施行日より、被訴侵害者は特許法 66 条に従い、紙形式或いは電子形式で國家知識產權局に特許權評價報告書の發行を請求することができる。</p>
<p>第九條 自 2021 年 6 月 1 日起，國家知識產權局依照專利法第二十條第一款、專利法第二十五條第一款第(五)項对初步審查、實質審查和復審程序中的專利申請進行審查。</p>	<p>第 9 条 2021 年 6 月 1 日から、國家知識產權局は特許法第 20 条第 1 項(特許出願と行使における信義誠実、濫用禁止)、特許法第 25 条第 1 項第(5)号(不特許事由の原子核)に従い方式審査、実体審査及び復審手続き(審判)中の特許出願の審査を行う。</p>
<p>第十條 申請人对于國家知識產權局依照本辦法作出的有關決定不服的，可以依法提出行政復議申請、復審請求或者提起行政訴訟。</p>	<p>(新設)第 10 条 出願人は、國家知識產權局が本弁法に従い下した関連決定に不服がある場合、法に基き行政再審、審判請求或いは行政訴訟を提起することができる。</p>
<p>第十一條 申請日為 2021 年 5 月 31 日(含該日)之前的外觀設計專利權的保護期限為十年，自申請日起算。</p>	<p>第 11 条 出願日が 2021 年 5 月 31 日(同日を含む)までの意匠特許権の保護期間は 10 年であり、出願日から起算する。</p>

<p>第十二条 本办法自 2023 年 1 月 11 日起施行。2021 年 6 月 1 日起施行的《关于施行修改后专利法的相关审查业务处理暂行办法》(国家知识产权局第四二三号公告)同时废止。</p>	<p>第 12 条 本弁法は 2023 年 1 月 11 日より施行する。2021 年 6 月 1 日より施行された「改正特許法施行後の審査業務処理に関する暫定弁法」(国家知識産権局第 423 号公告)は同時に廃止される。</p>
--	--